

あすか少額短期保険

ストーカー対策費用を補償

賃貸住宅入居者のニーズに応え開発

警察庁の統計によるストーカー事案の相談等件数は、2012年以降高水準で推移しており、17年は2万3079件（前年比+342件、+1.5%）とストーカー規制法施行後最多となった。あすか少額短期保険は、親会社のレオパレス21に寄せられた「賃貸住宅にまつわる補償」だけでなく、広く身の回りの危険を補償してほしいとの入居者ニーズに対応し、ストーカー対策費用を補償する特約を販売。昨年度の法改正にも迅速に対応して商品改定を行った。

同特約は、新・賃貸住宅家財保険・入居者賠償責任保険「新・入居者あんしん保険」にセットするもので、ストーカー規制法に基づく警察の受理を前提に、入居者が日本

国内でストーカー行為などを受けた場合の対策費用を、30万円を限度に補償するのが特徴だ。（避難のための住居移転費用、証拠をおさえるためのビデオカメラ購入費

れた時が、保険始期日より前の場合は補償されない。

15年12月の販売開始時

は、「ストーカー対策費用保険補償特約」として販売していたが、17年2月以降は「ストーカー対策費用保険金」を含めた特約である「補償拡大特約」として販売している（「ストーカー対策費用保険金」を含めた特約である「新・入居者あんしん保険ブレミアム」）として販売。補償拡大特約をセットした

法改正にも迅速に対応



特約は既存契約の継続契約のみ対象の販売、「携行家財盗難保険」「新・入居者あんしん保険」に補償拡大特約をセ

トした商品は「新・入居者あんしん保険ブレミアム」として販売。補償拡大特約をセットした

場合の保険料は1万8000円（家財保険金額30万円、保険期間2年）となる。

実際の支払い例としては、賃貸住宅入居者向け保険の特約として販売しているため、住居の移

り、SNS上で執拗なメ

ッセージを送ったり、ブ

ログに中傷を書き込んだ

りする行為も含まれることになった。同社はこの

法改正に対応した商品改定を行い、ストーカー対策費用保険金においても

同社は今後も親会社のレオパレス21と連携して入居者のニーズを確認し、賃貸住宅入居者向け保険のラインナップの充実を図っていきたいとしている。

homai web

保険毎日新聞社の
ホームページ

<http://www.homai.co.jp>

転居必要な費用、特に引
越し費用を保険金として支払うことが多くなっ
ているという。

また、17年1月3日に

ストーカー規制法が改正され、住居等の付近をめぐらにうろついて行為およびソーシャル・ネットワーキングサービス（SNS）が新たに規制の対象に加わった。以前はストーカー規制の対象が電話やファックス、メールに限りされていたが、改正によ

り、法改正以前に販売した保険契約においても法改正後の内容を適用してお

られるが、改正によ

り、SNS上で執拗なメ

ッセージを送ったり、ブ

ログに中傷を書き込んだ

りする行為も含まれることになった。同社はこの

法改正に対応した商品改定を行い、ストーカー対策費用保険金においても